

教育委員会定例会会議録

令和2年12月22日（火）

定し、パブリックコメントを実施するために提案するものでございます。

議案書の2ページをごらんください。初めに、茅ヶ崎公園体験学習センターの休館日の見直しの考え方（素案）についてご説明いたします。

項番1、施設の開設と休館日設定の経緯につきまして、平成31年1月に開館した茅ヶ崎公園体験学習センター「うみかぜテラス」では、多くの市民の皆様にご利用いただけるよう旧福祉会館及び旧海岸青少年会館よりも多い貸室やフリースペースを設置するとともに、公民館等の休館日との重複を避け、毎月第2火曜日のみを休館日とした経緯がございます。

続きまして項番2、休館日見直しの背景につきまして、このように市民の皆様の活動の広がりを見込み、休館日を設定いたしました。令和元年度の稼働率は表に記載のとおり、他の公共施設の休館日である月曜日が一番低く、必ずしも利用ニーズが高くないことが明らかとなりました。また、施設の点検等のため、別に臨時休館日を設けなければならないことや、職員のシフト勤務により意思決定に時間を要してしまうこと等、逆に運営の非効率化を招いていることも顕在化してまいりました。

続きまして3ページの項番3、休館日見直しの方向性につきまして、これらの状況を分析し検討した結果、施設の休館日につきましては、月1日から週1日とし、かつ利用実績や利用希望の少ない月曜日とすることが施設の運営上望ましいとの判断に至りました。月曜日を中心に活動されていた皆様にはご迷惑をおかけすることとなりますが、運営面を充実することでサービスの低下を極力抑えてまいりたいと考えております。なお、施設の休館日は茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則に規定されておりますので、休館日の見直しに合わせて規則改正を検討してまいります。

ただいまご説明いたしました内容を素案として決定し、議案書5ページに記載のとおり、令和3年1月21日から2月24日までパブリックコメントを実施して、市民の皆様からご意見をいただくこととしております。パブリックコメントの応募資格、応募方法、提出いただいたご意見の取扱いは議案書6ページに記載のとおりでございます。

議案書、戻りまして3ページをごらんください。項番4、今後のスケジュール（予定）につきまして、パブリックコメントの実施後、規則改正の手続きを経て令和3年6月から市民の皆様への周知を行います。現在、施設の予約は公共施設予約システムで行っており、施設を御利用される皆様は利用月の3か月前に抽選申し込みをいただくこと等もございまして、新たな休館日は令和3年10月からの運用を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第1 教委議案第47号茅ヶ崎公園体験学習センターの休館日の見直しの考え方（素案）について及び日程第2 教委議案第48号茅ヶ崎公園体験学習センターの休館日の見直しの考え方（素案）のパブリックコメント実施についての以上2件は、原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

続きまして、日程第3 教委報告第44号令和2年度教育費の補正予算に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第3 教委報告第44号令和2年度教育費の補正予算に関する専決処分についてにつきまして、教育総務課長より一般会計補正予算（第18号）のうち、議案書10ページから12ページまでの減額補正部分につきまして、初めに一括してご説明いたします。

議案書は10ページをお開きください。このたびの減額補正につきましては、国家公務員に準じて、職員に支給する期末手当の支給割合を0.05月引き下げることに伴い、職員については期末勤勉手当及び共済費、会計年度任用職員については期末手当を減額するものです。歳出につきまして、各項において減額する額は款10教育費項1教育総務費で270万6000円、項2小学校費で90万2000円、項3中学校費で31万8000円、議案書11ページにございます項4学校給食費で119万9000円、議案書11ページ及び12ページにございます項5社会教育費で150万1000円となっており、全体としましては662万6000円を減額補正するものでございます。

○教育施設課長 令和2年度教育費の補正予算のうち、教育施設課所管の学校施設整備事業費に関する経費の補正につきまして、教育施設課長よりご説明いたします。

議案書は10ページをお開きください。10ページから11ページで歳出としましては、款10教育費項3中学校費目1学校管理費節15工事請負費につきましては5086万4000円を増額補正するものでございます。工事請負費の概要につきましては、萩園中学校の昭和61年度棟の屋根防水が劣化したため、防水改修をするものでございます。

続きまして、議案書は14ページをごらんください。同事業につきましては年度内で工事完了が見込めないため、繰越明許費を併せて追加するものでございます。

戻りまして議案書は9ページをごらんください。歳入としましては款23市債項1市債目8教育費節2中学校債としまして、3810万円の増額補正をするものでございます。

○図書館長 続きまして、図書館長より令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第18号）について、図書館分につきましてご説明いたします。

9ページをごらんください。款23市債項1市債目8教育債細目8図書館整備事業債につきましては、図書館南面及び西面の外壁改修工事に関わる市債でございます。

続きまして12ページをごらんください。款10教育費項5社会教育費目6図書館費細目10図書館事業費1858万4000円の内訳としましては、管理運営経費として図書館南面及び西面の外壁改修工事に1868万9000円、奉仕活動経費として給与条例改定に伴う会計年度任用職員期末手当の減額分が10万5000円となっております。

続きまして13ページをごらんください。こちらは、新たな歳入として図書館整備事業債が追加されたことに伴うものでございます。

続きまして14ページをごらんください。こちらは当該改修工事が年度内に執行できないため、補正予算を令和3年度に繰越明許するものでございます。

以上、事務処理に急施を要したため、教育長による専決処分をいたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定により報告をいたします。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 いつも思うのですが、期末勤勉手当をこう減らされていくというのは、今年度は特にコロナ対策もあり、皆さんすごく大変な思いをされていると思うんです。そういうときに減らされていくというのは、どうものめないところが私の中にはあるわけです。それ以上私から言うわけにもいかないので、ここで言ってどうなるんだというのはありませんけれども、そのような気持ちがあります。

○竹内教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

他にご意見等がなければ、日程第3 教委報告第44号令和2年度教育費の補正予算に関する専決処分についての報告を承認することによりよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

続きまして、日程第4 教委報告第45号茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第4 教委報告第45号茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてにつきまして、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書は15ページをお開きください。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を市議会に提案するに当たり、教育委員会の意見を求められたところでございますが、11月の教育委員会定例会後であったことから、専決処分をさせていただき、教育委員会としての意見を市長へ回答したため、ご報告させていただくものでございます。

議案書19ページをお開きください。本案は、国家公務員に準じて、職員に支給する期末手当の支給割合を改定するため提案されるものでございます。改正の概要といたしましては、12月に支給する期末手当について、支給割合を100分の5、0.05月引き下げ、再任用職員以外の一般職の職員については、100分の125、1.25月、特定任期付職員については、100分の165、1.65月とするとともに、令和3年度以降の6月、12月分の支給割合を均等とするものでございます。なお、本条例は公布の日から施行することとし、第2条及び第4条の令和3年度以降の支給割合を改める規定は令和3年4月1日から施行するものとしたものでございます。

条例の内容は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第4 教委報告第45号茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

続きまして、日程第5 教委報告第46号茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第5 教委報告第46号茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてにつきまして、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書23ページをお開きください。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を市議会で提案するに当たり、教育委員会の意見を求められたところでございますが、11月の教育委員会定例会後であったことから、専決処分をさせていただき、教育委員会としての意見を市長へ回答したため、ご報告させていただくものでございます。

議案書26ページをお開きください。本案は、特別職の国家公務員の期末手当の支給割合の改定に鑑み、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改定するため提案されるものでございます。改正の概要といたしましては、12月に支給する期末手当について、支給割合を100分の5、0.05月引き下げ、市長にあつては100分の185、1.85月に、副市長及び教育長にあつては100分の190、1.9月とするとともに、令和3年度以降の6月、12月分の支給割合を均等とするものでございます。なお、本条例は公布の日から施行することとし、第2条の令和3年度以降の支給割合を改める規定は令和3年4月1日から施行することとしたものでございます。

条例の内容は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第5 教委報告第46号茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

続きまして、日程第6 教委報告第47号工事請負変更契約の締結に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第6 教委報告第47号工事請負変更契約の締結に関する専決処分について、社会教育課長よりご説明申し上げます。

議案書は30ページをお開きください。本件は、(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館(博物館)建設(建築)工事について、敷地から石綿含有建材くず、アスファルトガラの中障害が発見されたことに伴う工期の2か月延長、工事用の地盤改良、工事単価の上昇等に伴う増額、また、駐車場エリアの工事内容変更に伴う減額をするため、31ページ、建設建築工事、32ページ、機械設備工事、33ページ、電気設備工事のとおり、それぞれ現行契約の締結について専決処分をいたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定に基づき報告するものでございます。なお、竣工期限につきましては、令和3年11月30日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見・ご質問等がございましたらお願いたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第6 教委報告第47号工事請負変更契約の締結に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することいたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は予算に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

午後3時19分閉会